

遠資延任之由、此中有容體長大者三人、被抽召左右相撲了、

〔北條五代記〕福島伊賀守河鱸を捕手柄の事

見しは昔さがみ小田原北條家の侍仁義をもつはらとし、禮儀作法たゞしく、其様嚴重に有て形義をみださず、若いやうをこのみ、分限にすぎたる振舞をなす者をば人あざける故、律義をたしなみ、君臣の禮いよくをもんじ給へり、然にいせ備中守、山角紀伊守、福島伊賀守三人は、氏直はたもとの武者奉行、此等の人は、數度の合戦に先をかけ、勇士のほまれをえ、其上軍法をまける故、實の者也、いれば、伊賀守は生れつきこつせんと異様にして、大男、大髯<sup>ひげ</sup>有て、形體風俗人にかはつていちまゐるし。

〔奥州波奈志〕丸山

忠山公と申奉る國主の御代に出しは、丸山權多左衛門といふ大男也、これは近き頃の故にや、人もよくしれり、この大をとこ、江戸見物の爲、家老衆のうちのもの、と成てのぼりしが、大男のくせ道下手也、身はおもし、一日に二足づゝ、わらじをふみ切といへ共、足に相應せしわらじなければ、やどにつきてわらを打、二足のわらじを作ては、かねばならず、二足作仕まへば、はや御供揃といつもふれられ、日中つかれても馬にのれば、足下へつきて馬あゆむことあたはず、せんなく終日あゆみては、又わらじを作りて夜をあかし、やうく、江戸へはつきたれど、かくの如くにては、歸らんやうなしとて、すまふとりとは思ひ付たりしとぞ、一向手をしらす、只立合て兩手にてはねる計なれども、はねられてあしをたつものなかりしとぞ。

〔今昔物語 三十一〕常陸國 郡寄大死人語第十七

今昔藤原ノ信通ノ朝臣ト云ケル人、常陸ノ守ニテ、其ノ國ニ有ケルニ、任畢ノ年四月許ノ比、風糸オドロク、シク吹テ極ク荒ケル夜、 ノ郡ノ東西ノ濱ト云フ所ニ、死人被打寄タリケリ、其ノ